

# 令和6年度決算審査等実施計画

## 1 決算審査等の目的

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については地方自治法第233条第2項の規定により、公営企業会計の決算については地方公営企業法第30条第2項の規定により、当該決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率については地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、並びに定額の資金を運用するための基金の運用状況については地方自治法第241条第5項の規定により、それぞれ監査委員が審査し、意見を付すことになっているため、決算審査等を実施する。

※健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をいう。

## 2 決算審査等の対象

### (1) 決算審査

- ① 令和5年度山梨県一般会計・特別会計
  - ・山梨県一般会計
  - ・山梨県恩賜県有財産特別会計
  - ・山梨県災害救助基金特別会計
  - ・山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計
  - ・山梨県中小企業近代化資金特別会計
  - ・山梨県市町村振興資金特別会計
  - ・山梨県県税証紙特別会計
  - ・山梨県集中管理特別会計
  - ・山梨県林業・木材産業改善資金特別会計
  - ・山梨県公債管理特別会計
  - ・山梨県国民健康保険特別会計
- ② 令和5年度山梨県公営企業会計
  - ・山梨県営電気事業会計
  - ・山梨県営温泉事業会計
  - ・山梨県営地域振興事業会計
  - ・山梨県流域下水道事業会計

### (2) 基金運用状況審査

令和5年度における定額の資金を運用するための基金の運用状況

- ・山梨県土地開発基金
- ・山梨県自然保護基金
- ・山梨県美術資料取得基金
- ・山梨県文学資料取得基金
- ・山梨県歴史資料等取得基金

### (3) 健全化判断比率等審査

令和5年度山梨県健全化判断比率、資金不足比率等

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率
- ・資金不足比率
- ・各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 3 決算審査等の実施項目

審査事項は、次のとおりとする。

### (1) 決算審査

#### ① 一般会計・特別会計

- ・決算の計数は、附属書類、諸帳票、証拠書類等と符合し正確であるか。
- ・予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ・財務に関する事務は、財務規則、関係法令等に適合して公正に処理されているか。
- ・財産の取得、管理及び処分は、適正に処理されているか。

#### ② 公営企業会計

- ・決算の計数は、附属書類、諸帳簿、証拠書類等と符合し正確であるか。
- ・財務諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか。
- ・事業が合理的かつ能率的に運営され、適法な手続によって行われているか。

### (2) 基金運用状況審査

- ・基金運用状況調書の計数は、諸帳票、証拠書類等と符号し正確であるか。
- ・基金の設置の目的が十分果たされるよう適正かつ効率的に運用されているか。

### (3) 健全化判断比率等審査

- ・健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる数値は、適正に算定されているか。
- ・健全化判断比率及び資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- ・健全化法、同法施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

## 4 決算審査等の実施方法

### (1) 決算審査

#### ① 一般会計・特別会計

歳入歳出予算の執行の結果について、決算報告書、附属書類、諸帳票、証拠書類等を精査照合するとともに、関係職員から概況を聴取し、併せて定例監査及び例月現金出納検査の結果も踏まえて審査を行う。

#### ② 公営企業会計

地方公営企業が、経済性を發揮し、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているか、決算書類が経営成績及び財政状態を適正に表示して

いるか等について検証するため、決算報告書、附属書類、諸帳簿、証拠書類等を精査照合するとともに、関係職員から概況を聴取し、併せて定例監査及び例月現金出納検査の結果も踏まえて審査を行う。

決算審査に当たっては、公営企業会計等に精通した監査専門委員を活用する。

#### (2) 基金運用状況審査

基金の設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているか検証するため、基金運用状況調書、諸帳票、証拠書類等を精査照合するとともに、関係職員から概況を聴取し、併せて定例監査及び例月現金出納検査の結果も踏まえて審査を行う。

#### (3) 健全化判断比率等審査

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、健全化法等に基づき適正に作成されているか審査を行う。

### 5 決算審査等の実施時期

#### (1) 決算審査

① 一般会計・特別会計：令和6年8月13日（火）～9月9日（月）

② 公営企業会計：令和6年7月12日（金）～8月7日（水）

#### (2) 基金運用状況審査：一般会計・特別会計と同期間

#### (3) 健全化判断比率等審査：一般会計・特別会計と同期間

### 6 決算審査等の実施体制

#### (1) 予備審査

①各予備審査の実施に当たっては、班を編成するものとする。

②班において上席にある者は、原則として班長として担当する審査事務を統率するものとする。

③班の上に総括者を置く。総括者は事務局長、次長及び総括次長補佐の職にあるものをもって充て、予備審査の総合的な指導、調整を行う。

#### (2) 委員審査

①委員審査は、原則として各審査につき委員2名以上で行う。

また、総括者は委員を補佐し、審査の円滑な執行を図るものとする。

②委員は、関係機関の長から決算等に関する状況を審査資料に基づいて聴取するとともに、総合的に審査を行うものとする。

### 7 提出資料

#### (1) 決算審査

① 一般会計・特別会計

決算報告書、附属書類、諸帳票、証拠書類等

② 公営企業会計

決算報告書、附属書類、諸帳簿、証拠書類等

(2) 基金運用状況審査

基金運用状況調書、諸帳票、証拠書類等

(3) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した  
書類